

令和6年

七ヶ浜町議会会議録

10月会議 10月25日開会
 10月25日散会

七ヶ浜町議会

令和6年10月25日（金曜日）

七ヶ浜町議会定例会10月会議会議録

（第1日目）

令和6年七ヶ浜町議会定例会10月会議会議録第1号

令和6年10月25日（金曜日）

出席議員（13名）

1番	鈴木洋市君	2番	鈴木篤君
3番	佐藤信輝君	5番	鈴木博君
6番	鈴木恵子君	7番	佐藤直美君
8番	熊谷明美君	9番	佐藤壮一君
10番	遠藤喜二君	11番	岡崎正憲君
12番	歌川渡君	13番	仁田秀和君
14番	安倍敏彦君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者（なし）

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	佐々木 祐一 君
同 書 記	鈴木 一 叶 君

議事日程 第1号

令和6年10月25日（金曜日） 午前10時00分 開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会議日程の決定

日程第3 議員提出議案第6号 「イスラエルとパレスチナにおける人道的停戦と支援の強化を求める意見書」の提出について

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会議日程の決定

日程第3 議員提出議案第6号 「イスラエルとパレスチナにおける人道的停戦と支援の強化を求める意見書」の提出について

午前10時00分 開会

○議長（安倍敏彦君） おはようございます。本日10月25日は休会の日ですが、議事の都合により、令和6年七ヶ浜町議会定例会を再開し、10月会議を再開いたします。直ちに本日の会議を開きます。ただいまの出席議員は13名であります。本日の議事日程は、お手元に配付した通りであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（安倍敏彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において5番 鈴木 博議員、6番 鈴木恵子議員を指名いたします。

日程第2 会議日程の決定

○議長（安倍敏彦君） 日程第2、会議日程の決定を議題といたします。

お諮り致します。令和6年七ヶ浜町議会定例会10月会議の日程は、本日1日間といたしたいと思っております。これに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声がありますので、異議なしと認めます。よって、10月会議の日程は、本日1日間と決しました。

諸般の報告

○議長（安倍敏彦君） ここで、諸般の報告をいたします。前回の9月会議から、今回の10月会議の開始前までにおける諸般の報告については、お手元に配布した資料のとおりであります。

この際、説明は省略させていただきます。

これをもって諸般の報告を終わりにします。

日程第3 議員提出議案第6号 「イスラエルとパレスチナにおける人道的停戦と支援の強化を求める意見書」の提出について

○議長（安倍敏彦君） 議員提出議案第6号 「イスラエルとパレスチナにおける人道的停戦と支援の強化を求める意見書」の提出についてを議題といたします。提出者、仁田秀和議員へ説

明を求めます。ご登壇願います。

[提出者 仁田秀和議員 登壇]

○13番（仁田秀和君） おはようございます。それでは私から、議員提出議案第6号、「イスラエルとパレスチナにおける人道的停戦と支援の強化を求める意見書」の提出について説明させていただきます。こちらにつきましては、地方自治法第112条及び七ヶ浜町議会会議規則第14条の規定により提出するものでございます。提案理由は、2023年10月7日にハマスによるイスラエルへの大規模な攻撃が発生して以来、イスラエルとパレスチナとの紛争が激化しており、事態発生から1年が経過しましたが、紛争はさらに周辺地域にも広がっています。七ヶ浜町議会は、いかなる理由があっても、民間人を巻き込む武力行使を断じて容認できません。平和的手段で事態を解決することが不可欠であることから、国に対して意見書を提出することを提案するものでございます。意見書の内容につきましては、事前に配布させていただいておりますので、説明は省略させていただきます。以上、地方自治法第99条の規定により衆参両院議長はじめ国の各関係大臣に意見書を提出しようとするものでございます。私からの説明は以上とさせていただきます。慎重審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。仁田秀和議員、降壇願います。

[提出者 仁田秀和議員 降壇]

○議長（安倍敏彦君） これより討論に入ります。初めに反対討論ありませんか。遠藤喜二議員。

○10番（遠藤喜二君） 今般の「イスラエルとパレスチナにおける人道的停戦と支援の強化を求める意見書」の提出について、討論したいと思います。これを出すのであれば、北朝鮮による日本人拉致問題の完全解決を求めるための法の趣旨の徹底の意見書を出すべきではないのかと、私は疑問視しております。宮城県議会では、平成14年12月10日、当時の県議会議長佐藤勇議長、ならびに、平成16年12月16日、当時の議長渡辺議長。同じく平成24年、当時の議長中村議長。同じく平成28年3月15日、安部議長、さらに令和2年3月17日における当時の県議会議長石川光次郎議長による、数度における県議会でも提出されております。なぜ七ヶ浜がこの日本人の拉致問題を提出しないのか私は疑問視しています。ましてや私は昨年、一応この北朝鮮による日本人拉致被害の即時奪還、また私は救う会宮城のメンバーとして12年ほど毎月署名活動しております。署名はしても、国会が動かなければ何にもなりません。日本人を救うこともできません。皆さんそこのところを一度考え直していただきたいんです。そもそも、パレスチナ問題は昨年10月7日、ガザを実効支配していたハマスがイスラエルに越境攻撃をし、市民ら約1200

人を死亡させ、また200人以上の人質を取り、暴行、惨殺を繰り返して未だ収まっておりません。これらを考えた場合、地域的にも日本人の生命を北朝鮮から奪還するのが先ではないかと私は思います。あと、あんまりちょっと長くなると意味不明なことを言うんで、これで終わります。

○議長（安倍敏彦君） 次に、賛成討論ありませんか。岡崎正憲議員。

○11番（岡崎正憲君） 11番、岡崎でございます。私は、議員提出議案第6号、「イスラエルとパレスチナにおける人道的停戦と支援の強化を求める意見書」の提出につきまして、賛成の立場で討論いたします。

まず、今回の意見書につきましては、直接的な戦争行為に対する意見書であるということでございます。また、今回の意見書のその背景には、2023年10月7日に発生したハマスによるイスラエルへの攻撃を契機とした紛争の激化があります。この紛争によって、特にパレスチナのガザ地区では医療物資や食料の深刻な不足が続いており、民間人の生活基盤が著しく脅かされています。私たち地方議員としても、この事態を看過することはできないと思います。

地方議会という立場では、直接的な外交的な手段を講じることは困難ではありますが、私たちにも国際的な平和と人道的価値を訴える役割があると考えます。ちなみに、ウクライナ・ロシアの紛争に対しても、我々議会は意見書を提出しているところでございます。日本政府は、これまで国連パレスチナ難民救済事業機関及び赤十字国際委員会などを通じて人道支援を継続してきております。しかしながら、依然としてガザ地区の状況は改善しておらず、一層の支援強化が求められています。

具体的に言いますと、この意見書では、まず第一に、即時停戦と外交努力の強化を求めています。武力行使による紛争の解決は不可能であり、すべての当事者が平和的な手段で事態の沈静化に向けて協力することが必要であります。国際社会が一体となって、イスラエルとパレスチナに対して即時の停戦を呼びかけ、外交努力を通じて解決の道を模索することは、平和的共存のための不可欠なステップであると思われま

第二に、人道支援の強化が不可欠であります。ガザ地区では、民間人が日常生活に必要な物資を欠き、子どもや高齢者を含む多くの人々が深刻な危機に直面しています。これに対して、国際機関や人道支援団体を通じた日本の支援を拡大し、医療物資や食料の安定供給を確保することは、地方からも強く支持すべきであると思われま

第三に、国際人道法の遵守を求めることが挙げられています。紛争において、民間人が犠牲となることは決して許されるべきことではなく、国際人道法を厳格に守ることが求められま

す。地方から国際社会に向けて、こうした基本的な人道的価値を訴え続けることは、私たちの責任でもあると考えております。

地方議会において、こうした国際問題に対して積極的に意見を発信することは、一見遠い問題のように感じられるかもしれませんが、地域住民の国際的な関心を高め、国全体の政策にも少なからず影響を与えるものであると考えます。また、地方レベルの議論では、国民全体の意思を反映し、政府に対して強いメッセージを送る重要な役割を果たすものであるとも考えております。七ヶ浜町議会としましても、この紛争の早期解決と人道支援の強化を強く求め、日本政府と国際社会が引き続き協力し、紛争解決に向けた努力を一層強化することを期待するところでございます。この意見書に賛同することで、私たちは人道的な価値を守る姿勢を明確に示すことができると信じております。以上、賛成討論とさせていただきます。

○議長（安倍敏彦君） 他に討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより、本案を起立により採決いたします。本案を原案の通り決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（安倍敏彦君） 起立多数であります。よって、本案は原案の通り可決されました。

○議長（安倍敏彦君） 以上をもちまして、令和6年七ヶ浜町議会定例会10月会議に付議された案件は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

本定例会は、明日10月26日から12月27日までの63日間を休会といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本定例会は、明日10月26日から12月27日までの63日間を休会とすることに決しました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労様でした。

午前10時14分 散会

この会議録は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

令和6年10月25日

七ヶ浜町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員